

新型インフルエンザ対策に関する政府の対応について

平成19年10月26日
閣議決定

政府は、新型インフルエンザの発生に備えた対応が世界的に急務となっている中、新型インフルエンザの発生により通常の感染症対策では対応できない事態が生じる可能性がある場合に、下記により、事態を的確に把握するとともに、国民の安全を確保するため、必要に応じ緊急かつ総合的な対応を行うこととする。

1. 事態の的確な把握

国の内外において、新型インフルエンザが発生した場合、事態を把握した関係省庁は、内閣情報調査室を通じて内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監（以下「内閣総理大臣等」という。）への報告連絡を迅速に行うとともに、相互に協力して更なる事態の把握に努める。

なお、上記報告ルートに加え、関係省庁による内閣総理大臣等への報告がそれぞれのルートで行われることを妨げるものではない。

2. 対策本部の設置等

政府は、新型インフルエンザが発生し、政府としての対策を総合的かつ強力で推進する必要がある場合には、内閣総理大臣の判断により、内閣に、内閣総理大臣を本部長とし、内閣官房長官及び厚生労働大臣を副本部長とする対策本部を速やかに設置する。対策本部の構成員及び運用については、別紙のとおりとする。

なお、事態が終息した場合には、対策本部を廃止する。

(別紙)

新型インフルエンザ対策本部の設置について

- 1 新型インフルエンザの発生に緊急に対処するため、内閣に新型インフルエンザ対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官
	厚生労働大臣
本部員	他のすべての国務大臣
- (注) 本部会合には、内閣官房副長官（政務及び事務）が出席する。
本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
- 3 本部に幹事を置く。
幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。
- 4 本部長は、必要に応じ、有識者の参集とその意見の開陳を求めることができる。
- 5 本部の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。